

交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議要綱

(名称)

第1条 本会議は、交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡調整会議は、大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想の具体化にあたり、国、公安委員会、大阪市、事業者、市民など関係者間の連携を図ることにより、交通バリアフリーの実現に向け継続的な取組みを進めるとともに、この仕組みを有効に活用することによって、継続的な改善を図ることを目的とする。

(構成等)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 連絡調整会議の長は、委員の互選により定める。
- 3 連絡調整会議の長は、会議を招集し、連絡調整会議の議事を進行する。

(関係者の出席等)

第4条 連絡調整会議の長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、港区役所協働まちづくり推進課において行う。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、連絡調整会議において定める。

附 則 この要綱は、平成25年2月12日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、令和4年10月17日から施行する。

附 則 この改正要綱は、令和8年1月9日から施行する。

(別表 第3条関係)

委 員 (団体等)	備考 (役職等)
港区地域振興会	会長
港区波除連合振興町会	会長
港区弁天連合振興町会	会長
港区磯路連合振興町会	会長
港区南市岡連合振興町会	会長
港区身体障者害団体協議会	会長
港区老人クラブ連合会	会長
港区障害者施設連絡会	代表
社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会	事務局長
大阪ベイタワー合同会社	
西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部	駅業務部 課長
西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部	弁天町駅 駅長
大阪市高速電気軌道(株) 交通事業本部駅務部	駅務課長
大阪市高速電気軌道(株) 交通事業本部駅務部	阿波座副管区駅長
国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	事業対策官
大阪府港警察署	交通課長
大阪市建設局総務部	管理課長
大阪市建設局道路河川部	道路課長
大阪市建設局道路河川部	調整課長
大阪市建設局西部方面管理事務所	市岡工営所長
大阪市計画調整局計画部交通政策課	広域交通企画担当課長
大阪市港区役所	港区長
大阪市港区役所	港区副区長
大阪市港区役所保健福祉課	保健福祉課長
大阪市港区役所協働まちづくり推進課	エリア開発推進担当課長